



鳥取県公報

平成17年5月6日(金)
第7683号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	結核予防法による医療機関の指定 (383) (米子保健所)	1
	大規模小売店舗に関する新設の届出に対する意見書の提出 (384) (経済交流課)	1
	農地保有合理化事業規程の承認 (385) (経営支援課)	2
	農地保有合理化事業規程の変更の承認 (3件) (386~388) (＼)	2
	土地改良区の定款の変更の認可 (389) (耕地課)	4
教委告示	定例教育委員会の招集 (10) (教育総務課)	4
公 告	平成17年度鳥取県職員採用試験 (大学卒業程度及び資格免許職) の実施 (人事委員会事務局任用課)	4
	平成17年度鳥取県警察官採用試験 (大学卒業程度) の実施 (＼)	8

告 示

鳥取県告示第383号

結核予防法 (昭和26年法律第96号) 第36条第1項の規定に基づき、医療機関を指定したので、結核予防法施行令 (昭和26年政令第142号) 第2条の5第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成17年5月6日

鳥取県米子保健所長 藤 井 秀 樹

名称	所在地	指定年月日
面谷内科循環器科クリニック	米子市昭和町71-1	平成17年5月2日
すずらん薬局	米子市昭和町71-4	＼

鳥取県告示第384号

平成17年鳥取県告示第195号 (大規模小売店舗の新設の届出について) により告示した丸合弓ヶ浜店に係る大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第5条第1項の規定に基づく新設の届出について、同法第8条第1項の規定に基づく意見書が提出されたので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成17年5月6日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 意見書を提出した市町村
米子市
- 2 米子市の意見の概要
(1) 室外機、高圧受電設備等の屋外に設置する機器から発生する騒音について配慮が必要である。
(2) 照明が直接住居に当たらないよう、設置の高さ及び方向に注意が必要である。
- 3 縦覧に供する期間
平成17年5月6日から1月間
- 4 縦覧に供する場所
鳥取市東町一丁目220
鳥取県商工労働部経済交流課
米子市鞆町一丁目160
鳥取県西部総合事務所県民局
米子市加茂町一丁目1
米子市経済部商工課

鳥取県告示第385号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第7条第1項の規定に基づき、農地保有合理化事業規程を承認したので、同条第5項の規定により次のとおり告示する。

平成17年5月6日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 承認を受けた者の名称及び所在地
財団法人日野町農林振興公社
日野郡日野町根雨380
- 2 承認年月日
平成17年4月26日
- 3 承認に係る農地保有合理化事業の種類
農地売買等事業
研修等事業
- 4 承認に係る農地保有合理化事業の実施地域
日野町における農業振興地域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項の規定により指定された地域）

鳥取県告示第386号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第8条第1項の規定に基づき、農地保有合理化事業規程の変更を承認したので、同条第2項において準用する同法第7条第5項の規定により次のとおり告示する。

平成17年5月6日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 変更の承認を受けた者の名称及び所在地
財団法人 国府町農業公社
鳥取市国府町町屋305 - 1
- 2 変更承認年月日
平成17年 4 月26日
- 3 変更承認に係る農地保有合理化事業の種類
農地売買等事業
研修等事業

鳥取県告示第387号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、農地保有合理化事業規程の変更を承認したので、同条第 2 項において準用する同法第 7 条第 5 項の規定により次のとおり告示する。

平成17年 5 月 6 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 変更の承認を受けた者の名称及び所在地
財団法人 ふるさとあおや振興公社
鳥取市青谷町青谷4053
- 2 変更承認年月日
平成17年 4 月26日
- 3 変更承認に係る農地保有合理化事業の種類
農地売買等事業
研修等事業

鳥取県告示第388号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、農地保有合理化事業規程の変更を承認したので、同条第 2 項において準用する同法第 7 条第 5 項の規定により次のとおり告示する。

平成17年 5 月 6 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 変更の承認を受けた者の名称及び所在地
東伯町農業協同組合
東伯郡琴浦町大字徳万558 - 1
- 2 変更承認年月日
平成17年 4 月26日
- 3 変更承認に係る農地保有合理化事業の種類
農地売買等事業
農地信託等事業
農業生産法人出資育成事業
研修等事業

鳥取県告示第389号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、大倉土地改良区の定款の変更を平成17年4月26日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成17年5月6日

鳥取県知事 片 山 善 博

教 育 委 員 会 告 示

鳥取県教育委員会告示第10号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成17年5月6日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

- 1 日時 平成17年5月12日（木）午前11時30分～
- 2 場所 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁教育委員会教育委員室
- 3 議題
 - （1）市町村の合併に伴う県費負担教職員の任命等に係る内訓の制定について
 - （2）その他

公 告

職員の任用に関する規則（昭和27年鳥取県人事委員会規則第11号）第17条第1項の規定に基づき、平成18年度に採用する鳥取県職員の採用試験について、次のとおり公告する。

平成17年5月6日

鳥取県人事委員会委員長 奥 田 悦 子

- 1 試験の名称
平成17年度鳥取県職員採用試験（大学卒業程度及び資格免許職）
- 2 試験の種類及び採用予定者数

試験の種類		採用予定者数
事務	法 律 コ ー ス	15名程度
	経 済 コ ー ス	

	文化芸術コース	1名程度
	国 際 コ ー ス	1名程度
	環 境 コ ー ス	5名程度
社会	福 祉 コ ー ス	2名程度
福祉	心 理 コ ー ス	4名程度
総 合 化 学		2名程度
獣 医 師		5名程度
薬 剤 師		3名程度
農 業		3名程度
林 業		1名程度
畜 産		1名程度
土 木		3名程度
電 気		1名程度
建 築		1名程度

(注) 採用予定者数については、今後の欠員等の状況により変更する場合がある。また、試験の結果によっては合格者がいない場合もある。

3 対象となる職

知事の事務部局、教育委員会の事務部局等に勤務する行政職給料表2級相当程度の職員の職等

4 給与

この試験に合格し、採用された者には、原則として給料月額163,872円のほか諸手当が支給される。

なお、当該給料月額は、鳥取県知事等及び職員の給与の特例に関する条例（平成17年鳥取県条例第44号）第7条の規定による減額後の額である。

5 受験資格

受験資格は、次のとおりとする。ただし、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定により地方公務員となることができない者は、受験することができない。

(1) 年齢要件等は、次のとおりであること。

ア 獣医師 昭和30年4月2日以降に生まれた者

イ 薬剤師 昭和45年4月2日以降に生まれた者

ウ ア及びイに掲げる職種以外のもの 昭和45年4月2日から昭和59年4月1日までに生まれた者

(2) 次の表の左欄に掲げる試験にあっては、同表の右欄に掲げる資格を有すること。

試験の種類	必要な資格
事 務 (国際コース)	<p>次の要件をすべて満たす者であること。</p> <p>(1) 海外に生活の拠点を置いて、次のいずれかの国際経験（その期間が1年以上連続したものに限る。）を有すること。ただし、国家公務員及び地方公務員としての経験並びに海外の大学等への留学の経験を除く。</p> <p>ア 青年海外協力隊等を通じた海外における協力活動その他の海外におけるボランティア活動</p> <p>イ 民間企業等での海外における業務</p> <p>ウ 通訳業務</p> <p>(2) 英語、中国語（北京語に限る。）又は韓国・朝鮮語のうちいずれかの外国語について、日常会話程度以上の語学力を有すること。</p>
社 会 福 祉	社会福祉法（昭和26年法律第45号）第19条第1項各号に規定する社会福祉主事として

(福祉コース) (心理コース)	の任用資格を有する者又は平成18年3月31日までに取得する見込みの者であること。
獣 医 師	獣医師法（昭和24年法律第186号）第3条の規定による獣医師に係る免許を受けた者又は平成18年3月31日までに受ける見込みの者であること。
薬 剤 師	薬剤師法（昭和35年法律第146号）第2条の規定による薬剤師に係る免許を受けた者又は平成18年4月30日までに受ける見込みの者であること。

(3) 日本国籍を有しない者にあつては、次のいずれかに該当する者又は平成18年3月31日までに該当する見込みの者であること。

ア 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第2の上欄に定める永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等又は定住者

イ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）による特別永住者

(注) 日本国籍を有しない職員は、公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わる職以外の職に任用される。

6 第1次試験

(1) 試験種目

ア 事務（法律コース）、事務（経済コース）及び事務（環境コース）

教養試験（多肢選択式）及び専門試験（多肢選択式）

イ 事務（文化芸術コース）

教養試験（多肢選択式）及び専門試験（記述式）

ウ 事務（国際コース）

教養試験（多肢選択式）及び論文審査

論文は、平成17年5月12日（木）から同年6月14日（火）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時までに鳥取県人事委員会事務局に持参、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出すること。なお、郵送又は信書便による申込みは、平成17年6月14日（火）までの消印又は信書便の役務のうち消印に準ずるもののあるものに限り受け付ける。

エ アからウまでに掲げる職種以外のもの

教養試験（多肢選択式）及び専門試験（多肢選択式及び記述式）

(2) 試験の期日

平成17年6月26日（日）

(3) 試験の場所

鳥取大学共通教育棟 鳥取市湖山町南四丁目101

鳥取大学医学部基礎講義棟 米子市西町86

国土館大学世田谷校舎 東京都世田谷区世田谷四丁目28 - 1

7 第2次試験

(1) 試験種目

ア 事務（国際コース）

語学力試験（会話式及び記述式）、人物試験（集団討論及び個別面接）及び適性検査

イ アに掲げる職種以外のもの

論文試験、人物試験（集団討論及び個別面接）及び適性検査

(2) 試験の期日

ア 論文試験及び適性検査

平成17年7月24日（日）

イ アに掲げる種目以外のもの

平成17年8月1日（月）から同月5日（金）まで

(3) 試験の場所

ア 論文試験及び適性検査

鳥取県庁講堂 鳥取市東町一丁目220

都道府県会館会議室 東京都千代田区平河町二丁目6 - 3

イ アに掲げる種目以外のもの

鳥取県庁議会棟会議室 鳥取市東町一丁目220

8 合格者の発表

(1) 第1次試験合格者

平成17年7月14日（木）に鳥取県庁本庁舎、東部総合事務所、八頭総合事務所、中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の1階掲示板等にその受験番号を掲示して発表するとともに、インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）に掲載する。

なお、合格者には書面で通知する。

(2) 最終合格者

平成17年8月18日（木）に鳥取県庁本庁舎、東部総合事務所、八頭総合事務所、中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の1階掲示板等にその受験番号を掲示して発表するとともに、インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）に掲載する。

なお、第2次試験の受験者全員に結果を書面で通知する。

9 採用の方法

(1) 最終合格者は、鳥取県人事委員会が作成する採用候補者名簿に成績順に登載される。鳥取県人事委員会は、任命権者からの提示請求に従って最終合格者を成績順に提示する。任命権者は、欠員等の状況も考慮しながら、提示された者のうちから採用に係る審査等を行って採用者を決定する。したがって、採用候補者名簿に登載された者がすべて採用されるとは限らない。

(2) 採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定の日から原則として1年間とする。

なお、採用は、原則として平成18年4月1日の予定であるが、欠員等の状況によってはそれ以前に採用することもある。

また、5の(2)又は(3)に定める期日までにこれらに定める資格又は免許を取得し、又は受けることができない場合は、この試験に合格しても採用されない。

10 受験手続

(1) 受験申込書の配布

受験申込書は、鳥取県人事委員会事務局、鳥取県庁本庁舎受付、東部総合事務所東部県税事務所、中部総合事務所県民局、西部総合事務所県民局、日野総合事務所県民局及び八頭県民局並びに東京事務所及び大阪事務所において配布する。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、所定の受験申込書1部に必要事項を記入の上、鳥取県人事委員会事務局に持参、郵送又は信書便により提出すること。

なお、申込みができる試験の種類は、1つに限る。

(3) 受付期間及び受付時間

ア 受付期間

平成17年5月12日（木）から同月30日（月）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）

なお、郵送又は信書便による申込みは、平成17年5月30日（月）までの消印又は信書便の役務のうち消印に準ずるもののあるものに限り受け付ける。

イ 受付時間

午前 8 時30分から午後 5 時まで

11 その他

- (1) 受験手続その他受験に関する問合せは、鳥取県人事委員会事務局（〒680 - 8570 鳥取市東町一丁目271 電話0857 - 26 - 7553）に行うこと。
- (2) 受験申込書の請求、受験に関する問合せ等を郵便又は信書便によって行う場合には、90円切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封すること。
- (3) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので、参照すること。

職員の任用に関する規則（昭和27年鳥取県人事委員会規則第11号）第17条第1項の規定に基づき、平成17年度及び平成18年度に採用する鳥取県警察官の採用試験の実施について、次のとおり公告する。

平成17年5月6日

鳥取県人事委員会委員長 奥 田 悦 子

1 試験の名称

平成17年度鳥取県警察官採用試験（大学卒業程度）

2 試験の区分、採用予定者数及び採用予定時期

試験の区分		採用予定者数	採用予定時期
警察官（男性）		10名程度	平成17年10月1日
警察官（男性）		12名程度	平成18年4月1日
警察官（男性） < 武道 >	柔道	1名程度	平成18年4月1日
	剣道	1名程度	平成18年4月1日

(注) 採用予定者数は、今後の欠員等の状況により変更される場合がある。

3 対象となる職

警察署等に勤務する公安職給料表2級係員（巡査）の職

4 給与

この試験に合格し、採用された者には、原則として給料月額190,368円のほか諸手当が支給される。

なお、当該給料月額は、鳥取県知事等及び職員の給与の特例に関する条例（平成17年鳥取県条例第44号）第7条の規定による減額後の額である。

5 受験資格

受験資格がある者は、次のいずれかに該当する者とする。ただし、日本の国籍を有しない者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定により地方公務員となることができない者は、受験することができない。

- (1) 昭和50年4月2日から昭和59年4月1日までに生まれた者
- (2) 警察官（男性）< 武道 >を志望する者にあつては、(1)に加え、次に該当する者
- ア 柔道については、財団法人講道館が交付する段位3段以上を有する者
- イ 剣道については、財団法人全日本剣道連盟が交付する段位3段以上を有する者

6 第1次試験

(1) 試験種目

教養試験（多肢選択式）及び専門試験（多肢選択式）

(2) 試験期日

平成17年7月10日（日）

(3) 試験の場所

鳥取大学共通教育棟 鳥取市湖山町南四丁目101

鳥取県立米子コンベンションセンター 米子市末広町74

7 第2次試験

(1) 試験種目

論文試験、面接試験（個別面接）、適性検査、身体検査、体力検査及び実技（武道受験者のみ）

なお、身体検査の検査項目及び基準は、次のとおりとする。

検 査 項 目	基 準
身 長	おおむね160センチメートル以上であること。
体 重	おおむね47キログラム以上であること。
胸 囲	おおむね78センチメートル以上であること。
視 力	両眼とも、裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上であること。
色 覚	正常であること。
聴 力	正常であること。
一般内科系検査	正常であること。
四肢の運動機能	職務遂行に支障がないこと。

(2) 試験期日

平成17年8月21日（日）から同月23日（火）まで

(3) 試験場所

鳥取県警察学校 鳥取市伏野46 - 5

8 合格者の発表

(1) 第1次試験合格者

平成17年7月21日（木）に鳥取県庁本庁舎、東部総合事務所、八頭総合事務所、中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の1階掲示板等にその受験番号を掲示して発表するとともに、インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）に掲載する。

なお、合格者には書面で通知する。

(2) 最終合格者

平成17年9月7日（水）に鳥取県庁本庁舎、東部総合事務所、八頭総合事務所、中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の1階掲示板等にその受験番号を掲示して発表するとともに、インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）に掲載する。

なお、第2次試験の受験者全員に結果を書面で通知する。

9 採用の方法

最終合格者は、鳥取県警察本部長が作成する採用候補者名簿に成績順に登載され、同名簿に登載された者の中から採用が決定される。したがって、採用候補者名簿に登載された者がすべて採用されるとは限らない。

採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定の日から原則として1年間とする。

なお、採用は、原則として平成17年10月1日又は平成18年4月1日の予定である。

10 受験手続

(1) 受験申込書の交付

受験申込書は、鳥取県人事委員会事務局、鳥取県庁本庁舎受付、東部総合事務所東部県税事務所、中部総合事務所県民局、西部総合事務所県民局、日野総合事務所県民局、八頭県民局、東京事務所及び大阪事務所並びに警察本部警務部警務課、各警察署、交番及び駐在所において交付する。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、所定の受験申込書1部に必要事項を記入の上、鳥取県人事委員会事務局に持参、郵送又は

民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出すること。

(3) 受付期間及び受付時間

ア 受付期間

平成17年5月12日（木）から同年6月14日（火）まで（日曜日及び土曜日を除く。）

なお、郵送又は信書便による申込みは、平成17年6月14日（火）までの消印又は信書便の役務のうち消印に準ずるもののあるものに限り受け付ける。

イ 受付時間

午前8時30分から午後5時まで

11 その他

- (1) 受験手続その他受験に関する問合せは、鳥取県人事委員会事務局（〒680 - 8570 鳥取市東町一丁目271 電話0857 - 26 - 7553）に行うこと。ただし、第2次試験及び最終合格者の発表に関する問合せは、鳥取県警察本部警務課（〒680 - 8570 鳥取市東町一丁目271 電話（代表）0857 - 23 - 0110）に行うこと。
- (2) 受験申込書の請求、受験に関する問合せ等を郵便又は信書便によって行う場合には、90円切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封すること。
- (3) 第1次試験に関する手続は鳥取県人事委員会事務局が実施し、第2次試験及び最終合格者の発表等に関する手続は鳥取県警察本部が実施する。
- (4) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので、参照すること。